

Insight Review

認定経営革新等支援機関(No.100623005401)

【発行元】 ASAK浅岡会計事務所
ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
ASAK社会保険労務士事務所
ASAK行政書士事務所
ASAK財産コンサルティング(株)
ASAKビジネスコンサルティング(株)

【発行日】 2025年12月1日

No.223

下請法改正により、振込手数料は買手負担

2026年1月1日から、下請法が中小受託取引適正化法(取適法)に改められ、対象となる事業者や取引の拡大などが行われます。

※ 取適法の改正については、次項目で解説

この改正について税務上注意が必要なのは、振込手数料が売手負担であった場合です。新たなルールに注意しながら、経理処理や税務上のポイントについて解説します。

◆ 売手負担の振込手数料が禁止

下請法では、書面での合意があれば、振込手数料の負担を下請事業者(=売手)とすることが可能でした。これが改正された取適法では、合意の有無にかかわらず、委託事業者(=買手)が振込手数料を中小受託事業者(=売手)に負担させ、代金から差し引くことは違反になります。

取適法の対象となる取引を洗い出し、代金振込の場合は、振込手数料がどちらの負担となるのか確認が必要になります。

◆ 経理処理の変更にも注意

振込手数料が買手負担であれば、これまでと変わりません。他方、売手負担である場合には、取引内容の変更の他、この変更に伴う経理処理、特に消費税の対応に注意が必要です。

(1) 売手側

これまで売手負担であった場合には、この負担がなくなります。

仮に振込手数料相当額を売上値引きとしていた場合は、この経理処理が不要となり、売上げに係る対価の返還等などの消費税に係る処理も不要となります。

(2) 買手側

上記(1)のように値引きとしていた場合には、買手負担となることで、買手側は仕入値引きの経理処理の他、仕入れに係る対価の返還等などの消費税に係る処理も不要となり、通常の振込手数料の経理処理のみとなります。

インボイス対応も同様です。これまでの処理状況に応じて変更を行いましょう。

◆ 適用は発注日ベースで

取適法は、2026年1月1日以降に発注する取引からの適用です。

そのため、負担が変わる場合であっても、1月の振込は、従前のままの可能性も考えられます。変更はいつからなのか、取引内容がわかる書類で確認しましょう。

下請法から取適法に改正で何が変わることか?

従来、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護のため、「下請法」によって規制がされていました。下請法の適用対象は、取引の内容(製造委託や役務提供委託など)と事業者の資本金の2点によって決められており、その取引に当たっては親事業者の義務及び禁止行為が定められ、違反事業者には、公正取引委員会や中小企業庁から指導がありました。

また、下請事業者に与える不利益が大きい場合には公正取引委員会から勧告が行われ、違反行為の是正とともに、違反行為の内容や違反した事業者名の公表などが行われていました。

CONTENTS

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 下請法改正により、 振込手数料は買手負担 | P.1 |
| 下請法から取適法に改正で 何が変わることか? | P.1 |
| 暗号資産の売却益、 税率20%程度に引き下げで 調整へ | P.4 |
| マイカー通勤手当の 非課税限度額が改正 | P.4 |
| 高齢者の金融所得を 保険料に反映へ | P.4 |
| 健康保険、被扶養者の 年収判定が変わります! | P.5 |
| 12月度の税務スケジュール | P.5 |
| 今月の名言録 | P.6 |
| 無料相談会実施中 | P.6 |

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください!

随時更新しますので
フォローして下さい!



近年、労務費や原材料費などのコストが急激に上昇している中、中小企業を始めとする事業者が賃上げの原資を確保し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を目指すために、取引の適正化と価格転嫁の促進を図る法改正が行われました。

こうした中で、2026年1月1日から施行される「取適法」では、従来の下請法から大きくルールが見直されます。主な改正のポイントをご紹介します。

◆「下請」などの用語の見直し

「下請」という言葉には、委託側と受託側の上下関係を連想させる側面がありました。そのため、法律の名称以外にも、従来の

「親事業者」は「委託事業者」、

「下請事業者」は「中小受託事業者」

に変更されます。

そのほかにも、「下請代金」は「製造委託等代金」に変更されます。

◆適用対象の拡大

適用対象となる事業者と適用対象となる取引の範囲が拡大されます。

(1)事業者の基準の見直し

これまでの資本金基準に加え、従業員数による基準(常時使用する従業員数300人(製造委託等の場合)又は100人(役務提供委託等の場合))が新たに追加されます。委託事業者・中小受託事業者が資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす場合、取適法の適用対象となります。

(2)対象取引の追加

従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に加え、新たに「特定運送委託」が追加されました。特定運送委託は、事業者が販売する物品や、製造や修理を請け負った物品などについて、その取引の相手方に對して運送する場合に、運送業務を他の事業者に委託する取引です。

これまで独占禁止法の枠組みにより規制されていましたが、無償で荷役・荷待ちをさせられている問題などを受け、取適法の対象に追加されるものです。

なお、中小受託事業者がフリーランス(特定受託事業者)にも該当する場合に、取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為が委託事業者から行われた場合は、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法が優先適用されます。

◆委託事業者の4つの義務

委託事業者は、以下の4つの義務を遵守する必要があります。

(1)発注内容等の明示 新

中小受託事業者に発注内容(給付の内容、代金額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどで明示する義務。
電子メールなどによる明示は中小受託事業者の承諾がなくても可能。

(2)取引記録の作成・保存

中小受託事業者との取引完了後、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成して2年間保存する義務。

(3)支払期日の設定

中小受託事業者へ発注した物品等の受領日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を設定する義務。

(4)遅延利息の支払い 新

支払期日までに代金を支払わなかった場合は、物品等の受領日から60日を経過した日から実際に支払う日までの日数に応じ、中小受託事業者に年率14.6%の遅延利息を支払う義務。

正当な理由なく支払代金を減額した場合は、減額した日又は物品等の受領日から60日を経過した日のいずれか遅い日から減額分を支払う日までの期間の遅延利息を支払う義務。

◆委託事業者の11の禁止行為

委託事業者が正当な理由なく行う次の行為は禁止されます。

| 法律の題名・用語の変更 | |
|-------------------------|---------------------------------------|
| 下請法 | 取適法 |
| 下請代金支払遅延等防止法 | 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 |
| 下請代金 | 製造委託等代金 |
| 親事業者 | 委託事業者 |
| 下請事業者 | 中小受託事業者 |
| ※略称「中小受託取引適正化法」、通称「取適法」 | |

| 取適法の適用基準 <small>(下線部: 法改正で追加)</small> | |
|---|---|
| 取引の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託 ○ 情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、調査、物品の販売における保守及び情報処理等に係る) |
| 資本金基準 | 委託事業者 |
| 又は | 資本金3億円超 → 資本金3億円以下(個人を含む) |
| 従業員基準 | 資本金1千万円超 → 資本金1千万円以下(個人を含む) |
| | 3億円以下 → 常時使用する従業員300人超 → 300人以下(個人を含む) |
| <small>以上の標準は、取引の性質により複数の標準が並んでいます。</small> | |
| 取引の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、調査、物品の販売における保守及び情報処理等に係る) |
| 資本金基準 | 中小受託事業者 |
| 又は | 資本金5千万円超 → 資本金5千万円以下(個人を含む) |
| 従業員基準 | 資本金1千万円超 → 資本金1千万円以下5千万円以下(個人を含む) |
| | 常時使用する従業員200人超 → 200人以下(個人を含む) |
| <small>上の標準は、取引の性質により複数の標準が並んでいます。</small> | |



(1)受領拒否

発注した物品や成果物の受領を拒否する行為。発注の取消しや納期の延長などを理由に納品物を受け取らない場合も含まれます。

(2)製造委託等代金の支払遅延 新

発注した物品等の受領日から60日以内で定めた支払期日までに代金を支払わない行為。

また、「手形の交付」や「電子記録債権や一括決済方式のうち、中小受託事業者が支払期日までに代金相当額の金銭と引き換え困難なもの」が禁止されます。

(3)製造委託等代金の減額

発注時に決定した代金を発注後に減額する行為。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されます。

また、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことも減額に当たります。

(4)返品

発注した物品等を受領後に返品する行為。ただし、不良品などの場合は受領後6か月以内であれば返品可能となります。

(5)買いたたき

発注する物品・役務等に通常支払われる対価(同種又は類似品等の市価)に比べて著しく低い代金を不当に設定する行為。

(6)購入・利用の強制

委託事業者が指定する製品、原材料等の購入や保険、リース等の利用を強制し、その対価を負担させる行為。

(7)報復措置

中小受託事業者が、委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に通報したことを理由に、取引停止・数量の削減などの不利益に取扱う行為。新たに事業所管省庁への通報も可能になっています。

(8)有償支給原材料等の対価の早期決済

委託事業者が有償で支給する原材料等を用いて中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、製造した物品代金の支払日よりも早く、原材料等の代金を支払わせる行為。

(9)不当な経済上の利益の提供要請

委託事業者の利益のために、中小受託事業者に協賛金や従業員派遣の要請などの金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させる行為。

(10)不当な給付内容の変更・やり直し

発注の取消しや変更、物品等の受領後のやり直しや追加作業などを行わせる場合に、委託事業者がその費用を負担しない行為。

(11)協議に応じない一方的な代金決定

中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりして、一方的に代金を決定する行為。



◆ 違反に対する相談窓口

委託事業者との取引で、「価格協議に応じてもらえない」「代金が全然支払われない」など、取適法に違反しているのではと思ったときは、公正取引委員会の相談窓口で相談が可能です。

また、委託事業者も取引に当たって、疑問点等があれば相談することができます。



【公正取引委員会の相談窓口】フリーダイヤル：0120-060-110
(受付時間：10時～17時、土日祝日、年末年始を除く)

暗号資産の売却益、税率20%程度に引き下げで調整へ

政府・与党は、「ビットコイン」などの暗号資産の売却益にかかる税率を20%程度とする方向で調整に入っています。現行では最大55%の税率が課せられていますが、株式など他の金融商品と同様の扱いに見直し、取引の活性化を図るねらいです。

株や債券などの取引で得る所得は、給与所得などとは別に税額を計算する「分離課税」の対象として一律20%程度の税率が課されていますが、一方、暗号資産は、所得に応じて税率が上がる「総合課税」の対象で、売却益は所得税の「雑所得」として扱われ、住民税と合わせて最大55%の税率が課せられています。

暗号資産の交換業者が提供する口座開設数は延べ1300万口座(今年9月時点)を超えており、金融庁は来年の通常国会に提出予定の金融商品取引法の改正案に、暗号資産の法的な位置付けを資金決済法上の「決済手段」から金商法上の「金融商品」へ変更する内容を盛り込み、暗号資産を「分離課税」にするよう、年末にまとめる税制改正大綱に盛り込むことを目指しています。



マイカー通勤手当の非課税限度額が改正

2025年11月に改正された所得税法施行令に伴って、マイカー通勤者の通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、2025年11月20日に施行され、2025年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。そのため、2025年に行う年末調整にも影響が出ることになります。



マイカー通勤手当の非課税限度額

| 片道の通勤距離 | 1ヶ月当たりの限度額 | | 改正額 |
|-----------------|------------|---------|---------|
| | 改正前 | 改正後 | |
| 2km 未満 | 全額課税 | 全額課税 | — |
| 2km 以上 10km 未満 | 4,200円 | 4,200円 | — |
| 10km 以上 15km 未満 | 7,100円 | 7,300円 | +200円 |
| 15km 以上 25km 未満 | 12,900円 | 13,500円 | +600円 |
| 25km 以上 35km 未満 | 18,700円 | 19,700円 | +1,000円 |
| 35km 以上 45km 未満 | 24,400円 | 25,900円 | +1,500円 |
| 45km 以上 55km 未満 | 28,000円 | 32,300円 | +4,300円 |
| 55km 以上 | 31,600円 | 38,700円 | +7,100円 |

◆ 片道通勤距離が10km以上の場合が引上げ

マイカー通勤手当の限度額は、右表のように改正されました。片道の通勤距離が10km以上の場合が引き上げとなっています。

◆ 源泉徴収は11月20日から

この改正は、2025年4月1日以後に支払われるべきマイカー通勤手当について適用されますが、2025年11月19日までに給与所得として源泉徴収されたものは、遡ってやり直す必要はありません。

2025年11月20日から、改正後の限度額を適用します。そのため、2025年4月1日から、11月19日分に

ついては、年末調整で非課税の再計算を行い、過納分があれば精算します。なお、年末調整で精算をする機会のない退職者などは、確定申告での精算となります。

年末調整では、源泉徴収簿の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、新たに非課税となった部分の金額・計算根拠を記載する等により、対応します。

◆ 対象の退職者へ源泉徴収票を再交付

給与所得の源泉徴収票を交付している一定の退職者で、改正によって新たに非課税となった部分がある場合は、「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と記載して、再交付することとなります。

高齢者の金融所得を保険料に反映へ

政府は株式の配当など金融所得を高齢者の医療費の保険料や窓口負担に反映する方針を固めました。損益通算のための確定申告をしなければ、保険料負担などが軽くなる不公平を是正する狙いもあります。開始見込みは、2020年代後半とされており、金融資産を多く持つ高齢者の医療給付費を抑え、現役世代の負担軽減につなげる考えです。

まずは75歳以上が入る後期高齢者医療制度への反映を目指す見通しですが、自営業者らが入る国民健康保険や介護保険への反映も検討されています。

なお、会社員らが入る健康保険は対象外です。これは、確定申告と関係なく給与をもとに保険料が決まり、労使折半で負担するため反映のハードルが高いからです。また、現役世代の資産形成を促す少額投資非課税制度(NISA)の口座も算定対象からは外す方向です。

後期高齢者医療制度や介護保険料は、給与や年金といった所得に応じて決まります。そのほかにも、上場株式の配当や社債利子といった金融所得についても、損益通算のために確定申告をすれば、いまも翌年度の社会保険料に反映されています。



ただし、確定申告しなかった場合には、反映されません。医療保険を運営する自治体などが、未申告の金融所得を把握するルートがないからです。これにより、保険料や窓口負担が軽くなるケースがあり、不公平さが指摘されています。厚労省に試算によれば、対象となる金融所得のうち、金額ベースで約9割が算定から外れています。

たとえば、財務省の試算によると、75歳以上で配当収入が年間で500万円あった場合に、申告をしなければ医療保険料は、年1万5,000円ほどで済むのに対して、確定申告をすると、およそ35倍の約52万円になり、あわせて医療費の窓口負担も、原則の1割負担から3割負担に上昇してしまいます。

申告の有無によるひずみは、金融所得を多く持つ高齢者の方が大きくなっていると考えられます。総務省の全国家計構造調査(2人以上の世帯)によると、60代以上の金融資産は2019年で平均1,800万～2,000万円台ありますが、30代では資産が500万円台まで下がっています。

今後は、こうした金融所得の把握には、証券会社などが国税庁に提出する税務調書を使う予定です。これらの情報を、市町村などが把握できるよう専用の「法定調書データベース(仮称)」をつくる方向ですが、各自治体で管理するのは、事務負担が重いため、厚労省所管で医療費請求書の審査を手掛ける社会保険診療報酬支払基金に置く案もあるようです。

健康保険、被扶養者の年収判定が変わります！

健康保険では、従業員(被保険者)の一定範囲の家族について、被扶養者としての認定を受けることができます。被扶養者の認定が受けられる要件に年間収入の基準があり、原則として、「認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または一定の障害者の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満(配偶者を除く)の場合は、150万円未満)」であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合には被扶養者となります。



◆ 2026年4月1日から、判定方法が変わります

この年間収入は、現在、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、認定日が2026年4月1日以降となる場合には、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入(他の収入が見込まれない場合)より判定されることになります。

この際、労働条件通知書等の労働契約の内容が分かる書類を添付した上で、認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを行うことにより、その内容が確認されます。

さらに、労働条件に変更があったときには、変更後の内容に基づき被扶養者に係る確認を実施し、労働条件変更の都度、労働条件の内容が分かる書面等の提出が求められることになります。

この内容はすでに通達により示されており、また、「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ&Aについて(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0070.pdf>)」も公開されています。

12月度の税務スケジュール

| 内 容 | 期 限 |
|--|------------------------------|
| 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額当年(6月～11月分)の納付 | 納 期 限 12月10日(水) |
| 10月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> | |
| 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税> | |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> | |
| 4月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) | 申 告 期 限 } 1月5日(月) 納 期 限 } |
| 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税> | |
| 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税> | |
| 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付 | |

今月の名言録

治るときが来れば治る

フランスで風邪をひいたとき、私は医者にかかった。
そして、いかにフランスの医者が肉体よりも心を大事にしているかということを知った。
熱が高くて苦しんでいると、医者が来て診察した。
「それじゃ、また、二、三日たって来るから」
「明日もまた来ていただけませんか」と言うと
「そんな、風邪ひきくらいに、毎日来る必要はないでしょう」
「では、薬は何をのんだらいいでしょう」
「薬？こんな病にのむ薬があるかね」と言う。
「薬なんかいらない。温かいコーヒーなり紅茶なりを飲んで、寝ていれば心配ない。
治るときが来れば治る。それが何よりの養生だ」と言う。
今までの経験を考えてごらん。
効かない薬を、のまなくていいのにのまされた覚えがありやしないか。
この医者の言葉でもわかるように、たいていの病はまず、心を強く、第一番に病を気にしないようにすることなんだ。



(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願ひいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135・0145 FAX: 052-331-0167

<https://asaoka-kaikei.com/>



【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

